

平成 27 年(ワ)第 34010 号

平成 28 年(ワ)第 9404 号 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 関 口 博 ほか

被告 国

求釈明申立書

平成 28 年 6 月 21 日

東京地方裁判所民事第 26 部合議 2 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	水	永	誠	二
同	瀬	川	宏	貴
同	出	口	か	おり
同	小	峰	将	太郎

【番号制度における「危険性」に関する求釈明】

被告は、答弁書第 3 項「番号制度の概要等」5「番号制度における個人情報保護のための措置」の冒頭(1)「はじめに」で、次のように述べている。

「番号制度における個人番号は、個人識別性を持ち、個人情報と紐付けられるものであるため、個人番号を用いた個人情報の突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏洩するのではないかといった懸念に適切に対処するため、個人情報保護のための措置が、制度(法令)、システムの両面から講じられている。」(27頁)

この点は、本訴訟における原告らの権利利益侵害に関して、原被告間の主張整理の前提となる重要な点であるので、以下のとおり釈明を求める。

- 1 「懸念」とは、「気にかかって不安に思うこと。心配。気がかり。」（広辞苑）とされており，主観的な不安感を意味する語である。

そこで，上記の「個人番号を用いた個人情報の突合が行われ，集積・集約された個人情報外部に漏洩するのではないかと」といった懸念」というのは，【A】もっぱら主観的な不安感について述べており，以下の（２）「制度上の保護措置」，（３）「システム上の保護措置」は，もっぱら主観的な不安感の解消のみを目的とした措置である旨主張しているのか，それとも，【B】番号制度において十分な個人情報保護措置をとらなければ，何らかの権利利益侵害等が発生する客観的な危険性があることを前提として主観的な不安感が存在し，それ故、（２）「制度上の保護措置」，（３）「システム上の保護措置」により，そうした客観的な危険性に対応している旨主張しているのか，明らかにされたい。

- 2 乙第1号証10枚目では，「マイナンバー制度に対する国民の懸念」として，以下の3点が挙げられている。

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ，集積・集約された個人情報外部に漏えいするのではないかと
いった懸念
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかと
いった懸念
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと
いった懸念

そこで，被告においては，同号証10枚目下段に記載してあるような制度面，システム面における「保護措置」が存しない場合，番

号制度には以下のような「客観的な危険性」が発生する可能性がある
と想定しているのか否かについて，明らかにされたい。

- (1) 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ，
集積・集約された個人情報が外部に漏えいする危険性
- (2) 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りす
まし）等により財産その他の被害を負う危険性
- (3) 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄
せ・突合されて一元管理される危険性

3 政府・与党社会保障改革検討本部が2011年（平成23年）6
月30日に決定した「社会保障・税番号大綱」では、「番号制度に対
し，国民の間に生じるのではないかと考え得る懸念は，次の3点に
まとめられる。」としている（15～16頁）。

① 国家管理への懸念

国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄
せ・突合されて一元管理されるのではないかとといった懸念

② 個人情報の追跡・突合に対する懸念

「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ，

○ 集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではな
いかといった懸念

○ 集積・集約された個人情報によって，本人が意図しない
形の個人像が構築されたり，特定の個人が選別されて差別
的に取り扱われたりするのではないかとといった懸念

③ 財産その他の被害への懸念

「番号」や個人情報の不正利用又は改ざん等により財産その
他の被害を負うのではないかとといった懸念

この大綱の整理における②の2項目，すなわち，『番号』を用い

た個人情報 の 追跡 ・ 名 寄せ ・ 突 合 が 行 わ れ ， 集 積 ・ 集 約 さ れ た 個 人 情 報 に よ っ て ， 本 人 が 意 図 し な い 形 の 個 人 像 が 構 築 さ れ た り ， 特 定 の 個 人 が 選 別 さ れ て 差 別 的 に 取 り 扱 わ れ た り す る の で は な い か と い っ た 懸 念 」 は ， 乙 第 1 号 証 で は 言 及 さ れ て い な い 。

そ こ で ， 被 告 は ， 乙 第 1 号 証 1 0 枚 目 下 段 に 記 載 し て あ る よ う な 「 保 護 措 置 」 が 存 し な い 場 合 ， 「 『 番 号 』 を 用 い た 個 人 情 報 の 追 跡 ・ 名 寄 せ ・ 突 合 が 行 わ れ ， 集 積 ・ 集 約 さ れ た 個 人 情 報 に よ っ て ， 本 人 が 意 図 し な い 形 の 個 人 像 が 構 築 さ れ た り ， 特 定 の 個 人 が 選 別 さ れ て 差 別 的 に 取 り 扱 わ れ る 危 険 性 」 が 客 観 的 危 険 性 と し て 発 生 す る 可 能 性 が あ る と 想 定 し て い る の か 否 か に つ い て 明 ら か に さ れ た い 。

以上